

R7(2025).3.1
13:00～

AP新橋

肝炎総合対策について

肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談・支援センター関係者向け研修会



厚生労働省
健康・生活衛生局 がん・疾病対策課
肝炎対策推進室／B型肝炎訴訟対策室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝炎対策基本法

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

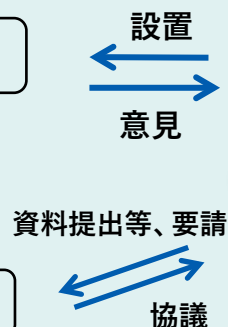
実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関



厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

- ・9つの項目に関して取り組む内容を規定
 - ・基本的な方向
 - ・肝炎予防
 - ・肝炎検査
 - ・肝炎医療体制
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・医薬品研究
 - ・啓発人権
 - ・その他重要事項

肝炎対策の歴史

1985	B型肝炎に対する母子感染防止事業の開始
2006	B型肝炎訴訟 最高裁判所 判決
2007	C型肝炎訴訟 大阪高等裁判所 和解勧告
2008	肝炎総合対策の開始 「C型肝炎特別措置法」施行（フィブリノゲン製剤等による感染者が対象）
2010	「肝炎対策基本法」施行
2012	「B型肝炎特別措置法」施行（集団予防接種による感染者が対象）
2016	B型肝炎ワクチンの定期接種の開始
2018	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による助成を開始

肝炎対策に係る近年の動き

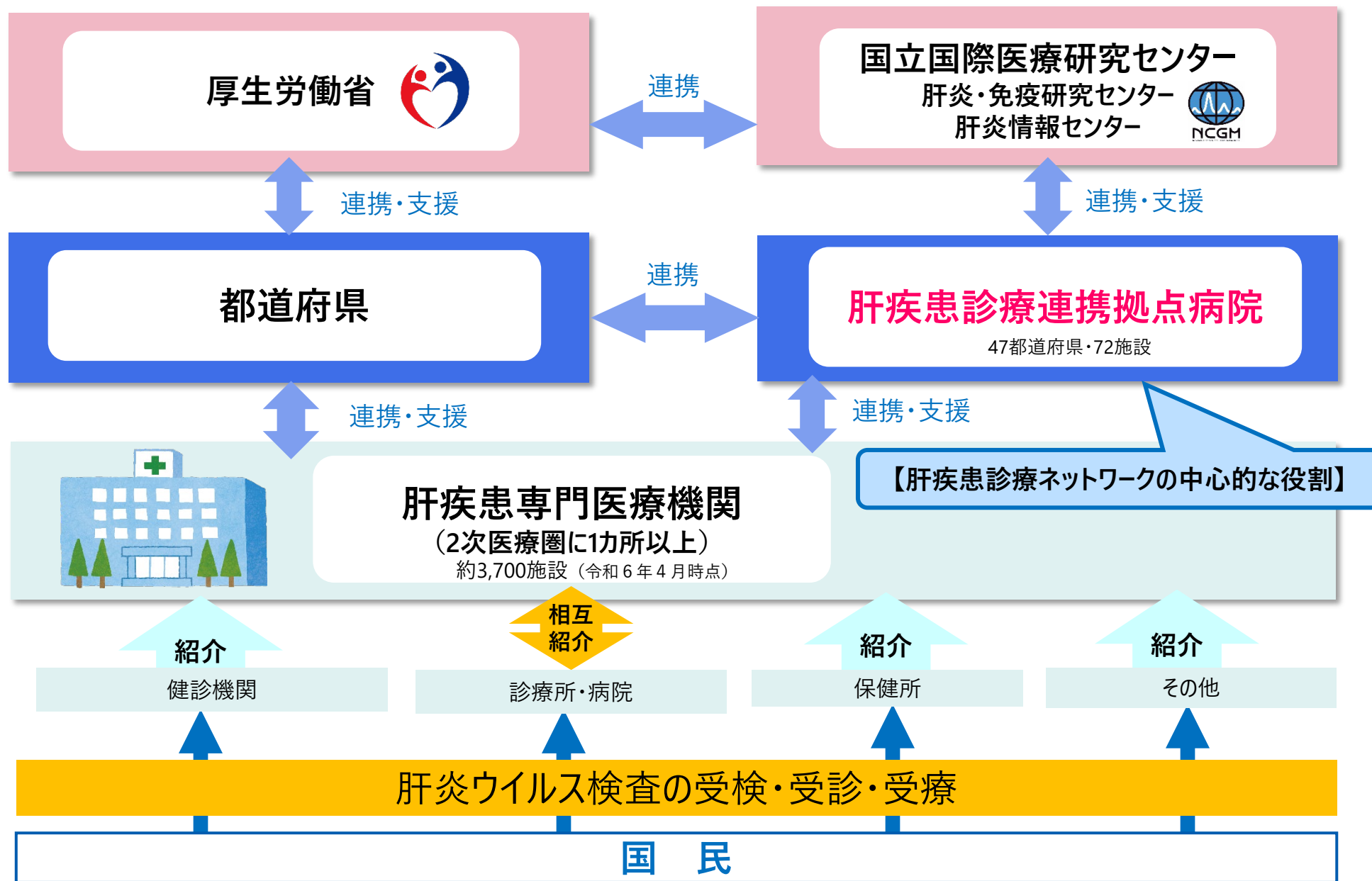
政策

研究

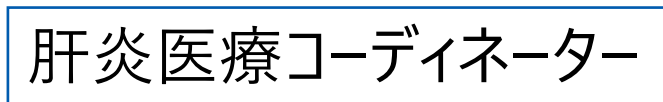
H13(2001).3	肝炎対策に関する有識者会議報告書				
H14(2002).4	C型肝炎等緊急総合対策（肝炎ウイルス検査の実施）	（研究事業の開始）	H18.6	B型肝炎訴訟 最高裁判決	
H19(2007).4	肝疾患診療体制の整備開始				H19.11 C型肝炎訴訟 大阪高裁 （和解勧告）
H20(2008).4	肝炎総合対策 の開始 インターフェロン治療の医療費助成開始				C型肝炎特措法
H20(2008).6		肝炎研究7カ年戦略	H20.3以降	B型肝炎訴訟 全国10地裁で700名超が国を提訴	H20.1 C型肝炎特措法 施行（議員立法） （フィブリノゲン製剤等による感染者が対象）
H22(2010).1	肝炎対策基本法 施行				
H22(2010).4	肝炎医療費助成の拡充				B型肝炎特措法
H23(2011).5	肝炎対策基本指針 策定		H23.6	基本合意書締結	
H23(2011).12		肝炎研究10カ年戦略	H24.1	B型肝炎特別措置法（閣法） （集団予防接種による感染者が対象）	
H24(2012).4	「知って、肝炎プロジェクト」を開始し、 肝炎ウイルス検査の普及啓発				H24.9 改正C型肝炎特別措置法施行 ①給付金の請求期限をH30.1まで延長 ②追加給付金の請求期限の延長 （給付金の支給後10年以内→20年以内）
H26(2014).4	初回精密検査及び定期検査費用の助成開始				
H26(2014).9	C型肝炎のインターフェロンフリー治療の医療費助成開始		H27.3	除斥肝がん等の金額について 和解（基本合意書（その2））	
H28(2016).4	定期検査費用助成の対象者の拡充	（中間見直し）	H28.5	改正B型肝炎特別措置法成立 給付金の請求期限をH34.1まで延長等	H29.12 法改正により訴えの提起等の 期限が延長（法施行後10年→15年に）
H28(2016).6	肝炎対策基本指針 改正				
H29(2017).4	定期検査費用の自己負担額の引き下げ、 職域検査促進事業を開始				
H30(2018).12	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業開始				
R3(2021).4	肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和		R3.6	改正B型肝炎特別措置法成立 給付金の請求期限をR9.3まで延長等	
R4(2022).3	肝炎対策基本指針 改正				
R4(2022).5		肝炎研究推進戦略			R4.12 C型肝炎特別措置法改正 （請求期限をR10.1まで延長等）
R6(2024).4	肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和				

肝炎総合対策は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策を中心に行っている

肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



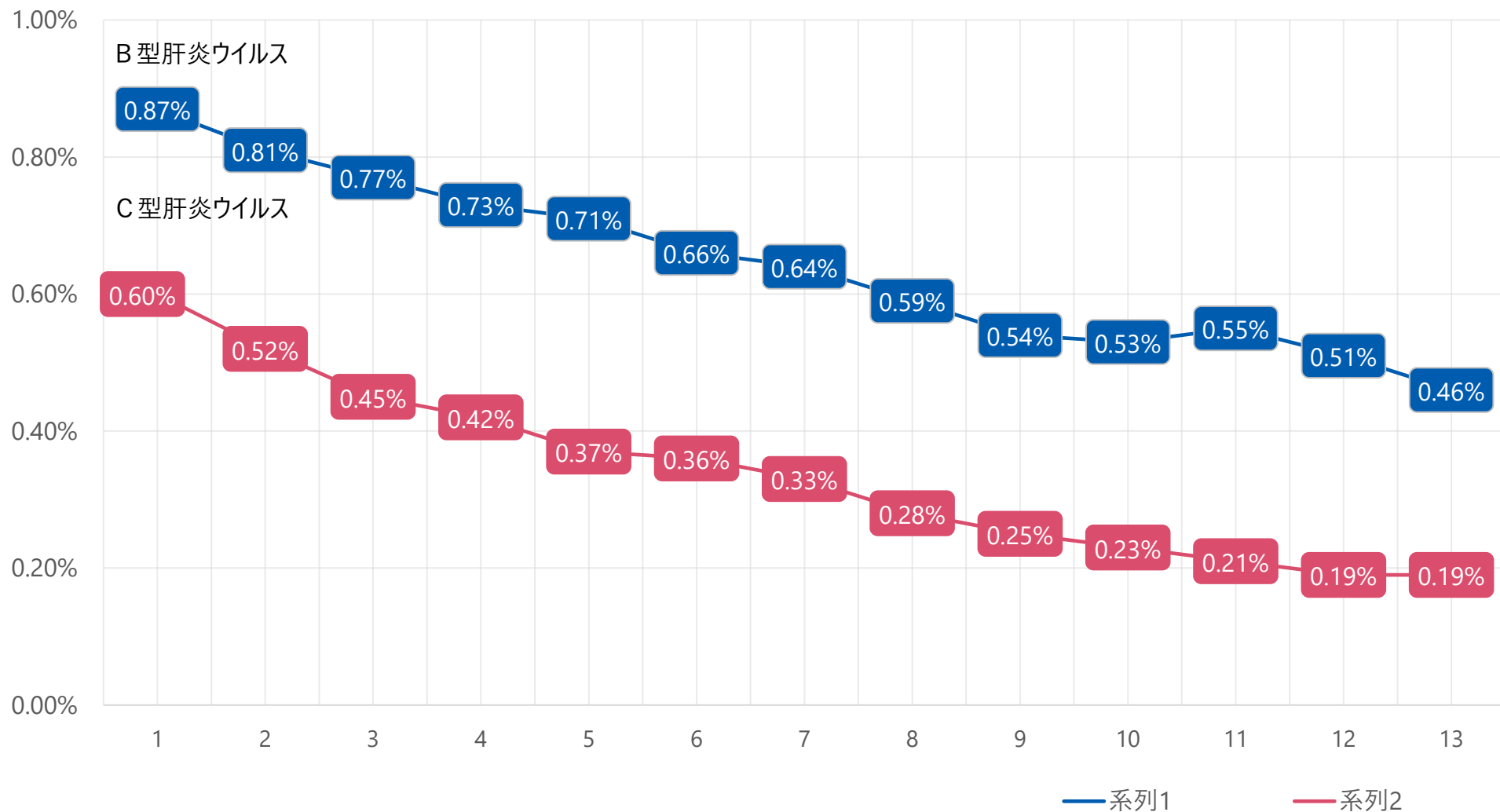
「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号 平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知（令和5年2月3日一部改正）



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、
肝炎医療が適切に促進されるように調整（コーディネート）する



地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

肝炎の進行と一般施策

感染

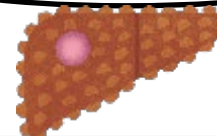
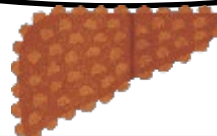
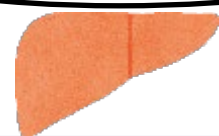
10～40年

無症候

慢性肝炎

肝硬変

肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性的場合

重症化
予防対策

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性的場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B 型

C 型

核酸アナログ製剤治療

B 型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療



C 型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費2ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

障害認定(肝硬変)／自立支援医療(移植のみ)
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般
施策

特
措
法
対
象
者

括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

初回精密検査の費用助成

実施主体	都道府県
対象者	以下の要件に該当する者 - 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 - 以下のいずれかで陽性と判定された者 ① ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査 若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診 ② 職域における肝炎ウイルス検査 ③ 母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査 ④ 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査 - 陽性者のフォローアップに同意した者
助成対象費用	初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び<u>下記の検査に関連する費用</u>として都道府県が認めた費用 検査項目：下記に示されている項目のみ - 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像） - 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間） - 血液化学検査 （総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD） - 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量） - 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等） - 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量） - 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））
助成回数	1回
必要書類	請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書 （請求者が準備し、都道府県知事に請求）



肝炎の進行と一般施策

感染

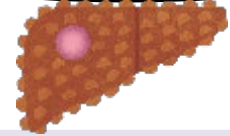
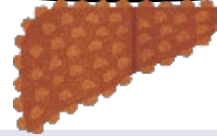
10～40年

無症候

慢性肝炎

肝硬変

肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性的場合

重症化
予防対策

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性的場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B 型

C 型

核酸アナログ製剤治療

B 型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療



C 型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費2ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

障害認定(肝硬変)／自立支援医療(移植のみ)
障害年金（肝硬変）



B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般
施策

特
措
法
対
象
者

括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

定期検査の費用助成

実施主体

都道府県

対象者

以下の全ての要件に該当する者

- ・ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・ 肝炎ウイルスの感染を原因とする

慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（慢性肝炎、肝硬変及び肝がん治療後の経過観察を含む）

※ 無症候性キャリアは対象外

- ・ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- ・ フォローアップに同意した者
- ・ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

助成対象費用

- ・ 初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

検査項目：初回精密検査の項目と同様

- 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- 血液化学検査
（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
- 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）
- 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、

超音波検査に代えて**CT撮影又はMRI撮影**を対象とすることができる。造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。



肝がんの
治療費用は
対象外



自己負担額

慢性肝炎：2,000円
肝硬変・肝がん：3,000円

助成回数

1年度2回（初回精密検査を含む）

必要書類

請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、**診断書**※
（請求者が準備し、都道府県知事に請求）

※ 平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）

- ・ 1年以内に**肝炎治療特別推進事業で医師の診断書**を提出
- ・ 医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

定期検査の必要性

「定期的な検査」が大切であることをお知らせください！



- ・ 肝疾患の専門医療機関、指定医療機関
- ・ 肝疾患治療に携わる病院・診療所の医療従事者



- ・ B型肝炎非活動性キャリア
- ・ C型肝炎の治療後（ウイルス排除後）の患者さま

【B型肝炎治療ガイドライン（第4版）日本肝臓学会】

- ・ HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は2,000 IU/mL以下の低値となる（非活動性キャリア）。
- ・ 10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する（HBe抗原陰性慢性肝炎）。4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

【C型肝炎治療ガイドライン（第8.3版）日本肝臓学会】

- ・ 抗ウイルス治療によってHCVが排除された後でも、長期予後改善のため肝発癌に対するフォローアップを行う必要がある。ことに高齢かつ線維化が進行した高発癌リスク群では肝発癌に対する厳重な注意が必要である。
- ・ 抗ウイルス療法によりSVRが得られると肝発癌は抑制されるが、SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、SVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3～8.8%、3.1～11.1%と報告されている。

肝炎の進行と一般施策

感染

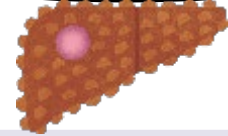
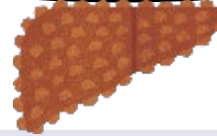
10～40年

無症候

慢性肝炎

肝硬変

肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性的場合

重症化予防対策

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性的場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B 型

C 型

核酸アナログ製剤治療

B 型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療



C 型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費2ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

障害認定(肝硬変)／自立支援医療(移植のみ)
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般施策

特措法対象者

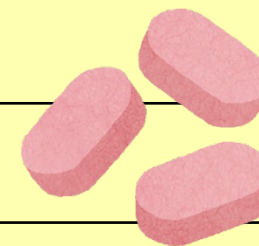
括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

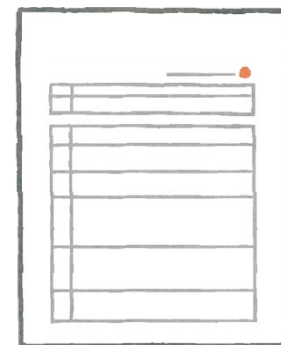
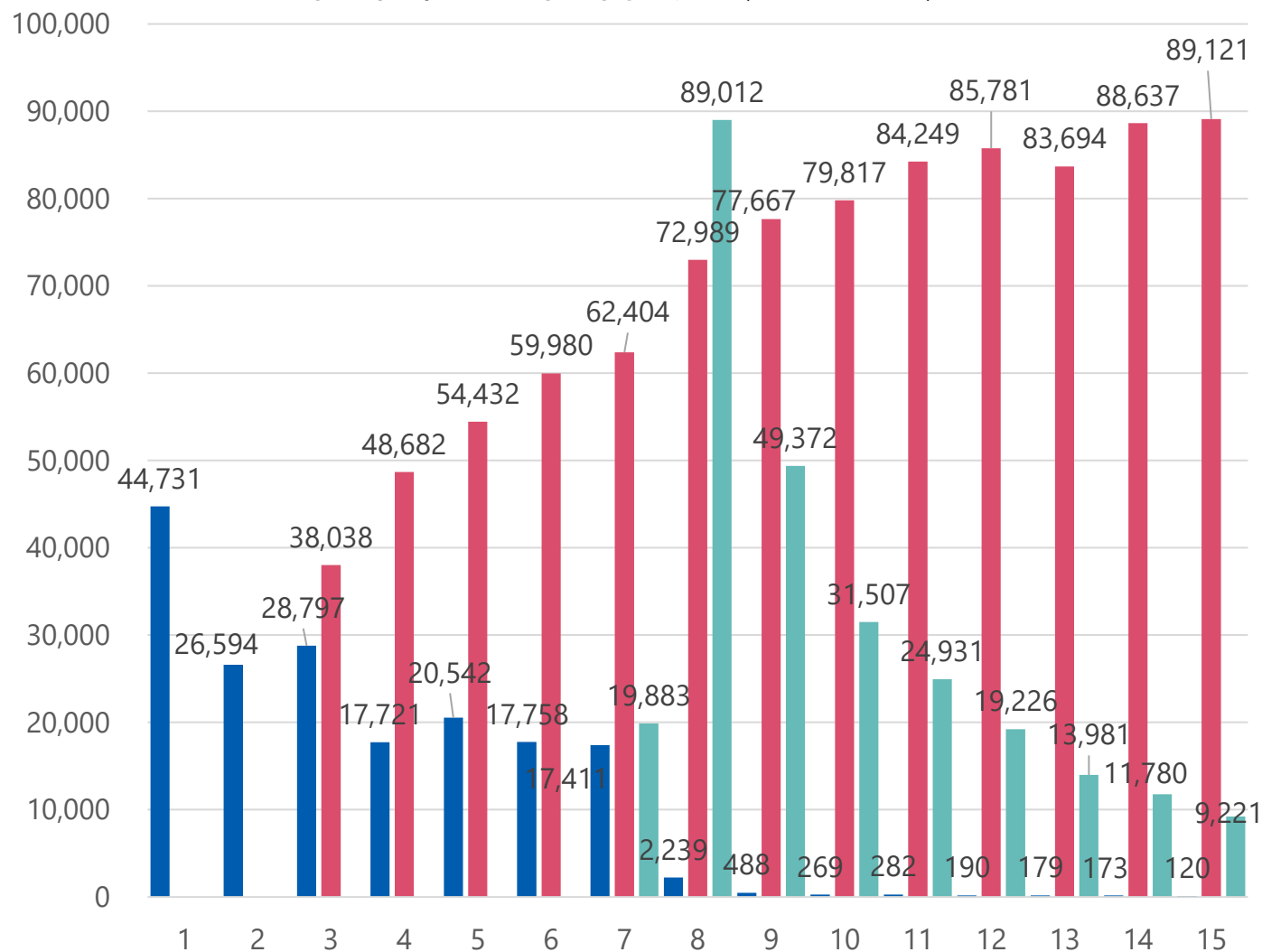
B 型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、
C 型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B 型・C 型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B 型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B 型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C 型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン＋リバビリン併用 C 型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則 1 万円（ただし、上位所得階層については 2 万円）
財源負担	国：1／2 都道府県：1／2



肝炎治療特別促進事業

受給者証交付件数（各年度末）



- インターフェロン（B、C）
- 核酸アナログ製剤
- インターフェロンフリー

肝炎治療特別促進事業

事務連絡

令和6年12月16日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業の対象医療について（再周知）

肝炎対策の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内最大級の感染症であるB型及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進のため、「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日健発0331001号厚生労働省健康局長通知）の別添5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、抗ウイルス治療に係る医療費の助成を行っています。

本事業の対象医療は、B型及びC型ウイルス性肝炎に対して行われる抗ウイルス治療で保険適用となっているものですが、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等についても助成の対象とされています。

肝炎患者が適切な肝炎医療を受けられるよう、本内容を御了知の上、貴管内の医療機関宛てに周知していただきますようお願いいたします。

なお、対象医療の適否については、抗ウイルス治療を行うために必要と判断される治療や検査等であるかを踏まえ、個別に判断していただくようお願いいたします。また、検査（血液検査、画像検査等）については、それが受給者証記載の有効期間内に実施されたものであって、抗ウイルス治療を行うために必要又は関連のある検査であること、抗ウイルス治療開始前に行われた検査については、当該検査の実施後に抗ウイルス治療が実施されていることにご留意いただきますようお願いいたします。

（参考）肝炎治療特別促進事業実施要綱（抄）

3 対象医療

この事業の対象となる医療は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。

当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としないものとする。

肝炎の進行と一般施策

感染

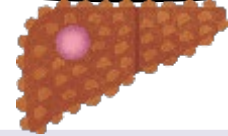
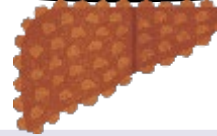
10～40年

無症候

慢性肝炎

肝硬変

肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性的場合

重症化予防対策

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性的場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B 型

C 型

核酸アナログ製剤治療

B 型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療



C 型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費2ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

障害認定(肝硬変)／自立支援医療(移植のみ)
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般施策

特措法対象者

括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、

- ・患者の医療費の負担軽減を図る
- ・患者からの臨床データを収集
- ・予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを旨とした診療ガイドラインの作成
- ・肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援

を実施する。

【助成対象】

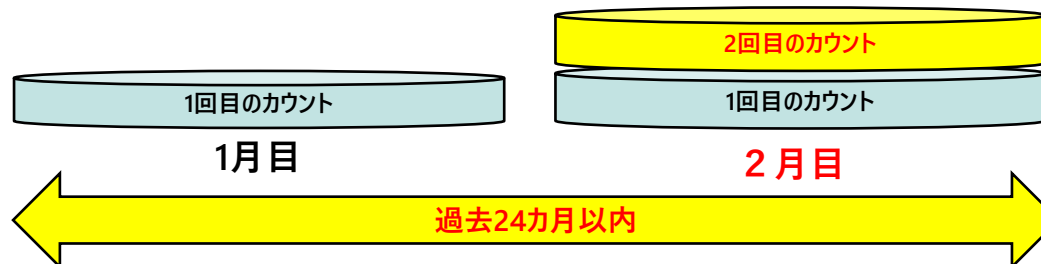
- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収 約370万円以下

入院医療

外来医療（分子標的薬・免疫チェックポイント阻害薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療など）



- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が、過去 **24ヶ月** で **2 月目** から自己負担 1 万円



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

リーフレット

(表)

肝がん・重度肝硬変の方 医療費の助成対象かもしれません

治療 **2** 月目から **入院** も **通院** も **自己負担** 月 **1** 万円へ

1 月あたり 最大 47,600 円の医療費の助成が受けられます！^{※2}

条件 1

B 型・C 型肝炎ウイルス
が原因の「肝がん」や「**重度肝硬変**」
の治療を受けている

1 月基準額を超えた
段階で申請できます

条件 2

高額療養費の
基準額を超える月が
2 月以上ある場合

※1 月あたり 24 万円以内
※2 月以上ある期間における対象月の医療費に準じます。

参加者証の取得

指定医療機関にて「**臨床調査個人票**」を記入してもらい、「**医療記録票**」の写し等を添付し、都道府県に「**参加者証**」の交付を申請してください。

■入院または通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。

条件 3

年約 **370 万円以下**

※1 都道府県、医療費助成の申請方法、自己負担の減額率、所得制限の有無など、各都道府県で異なります。
※2 医療費が 2 割を超えないように、医療機関の窓口で、1 月分の医療費を支払った後は、医療費の自己負担額が 1 割以下になるように、医療機関の窓口で医療費の自己負担額を減額申請する必要があります。

＼ 令和 6 年 4 月 1 日より申請しやすくなりました。 /

条件すべてに該当する方は、申請することができます

詳しくは住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 肝がん 保険



(裏)

B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変の医療費助成制度の詳細

〔参加者証〕の申請に必要な書類一覧

必要書類	対象		
	70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
① 請求書提出者の住所票	●	●	●
② 申請された方の住民票記載世帯主 （世帯世帯長の世帯世帯主）の写し	●	—	—
③ 申請された方の住民票記載世帯主 （世帯世帯長の世帯世帯主）の写し	—	●	—
④ 申請された方の住民票記載世帯主 （世帯世帯長の世帯世帯主）の写し	—	—	●
⑤ 療養費減額認定証又は 療養費減免一時金受給認定証の写し	●	—	—
⑥ 療養費減免一時金受給認定証の写し （療養費が一時的に免除される場合）	—	●	—
⑦ 申請された方の世帯主の 住民票簿記載事項記載証明書の写し（本人または同居の家族が世帯主である場合）	—	●	●
⑧ 申請された方の世帯主の 住民票簿記載事項記載証明書の写し（本人または同居の家族が世帯主である場合）	—	—	●
⑨ 医療記録簿の写し	—	●	—

※申請先に記入して、お持ちの都道府県、指定診療機関へ送りつけてください。

助成方法

指定診療機関への報告

☒ 医療記録簿を書き添えてもらう

☒ 療養費減免一時金を支払う場合
医療記録簿を書き添えてもらうか、自分で書く

指定診療機関で報告を受け同意書にサインし、個人票を書き添えてもらう

☒ 必要書類をそろえて都道府県に申請する

認定協議会で審査が行われ、認定されるは参加者証が発行されます

☒ 入札・決選で対象世帯を受けるときは参加者証・医療記録簿を提示する

入札の抽籤

☒ 抽籤結果通知で自己負担割合が7割になります。

抽籤の結果

☒ 抽籤によって自己負担割合が7割になります。
抽籤結果によっては、高額療養費の基礎額と世帯費を支払います

よくあるご質問

※詳しくは、お持ちの都道府県、あるいは指定診療機関にご相談ください。

Q どのような制度が敷いてください。

肝がんの治療中であられは良いのですか？

B型・C型肝炎ウイルスを原因とする肝がん、（重度）肝硬変と診断されている方で、年収約370万円以下となるなど、一定の条件を満たしている場合に助成を受けることのできる制度です。

Q 療養費減免、臨床試験費用戻金及び両者の記入方法を教えてください。

同意書と併せて、臨床試験費用戻金は指定診療機関、医療記録簿は指定診療機関、同意書で記入してもらいましょう。指定診療機関以外で対象となる医療を受けた場合は、ご自身で医療記録簿を記入いただくことになります。

Q 助成を受けるためには、どこに何を申請すれば良いのでしょうか？

申請先は医療費や申請方法について教えてください。

同意書と併せて、臨床試験費用戻金は指定診療機関、医療記録簿は指定診療機関、同意書で記入してもらいましょう。指定診療機関以外で対象となる医療を受けた場合は、ご自身で医療記録簿を記入いただくことになります。

Q この制度は、現在、自分が通っている医療機関以外でも利用することができますか？

この制度は指定診療機関であれば医療機関が異なっても利用できます。

この制度を利用するには、市区町村に提出していただいている情報から「肝がん（肝臓癌）・胆汁性肝炎」もしくは「肝硬変」と診断されている方が対象となります。また、薬局については治療薬の種類があれば、どの薬局でもご利用いただけます。




動画（厚労省YouTube）

[https://www.youtube.com/watch?v=MtpruNmByP8&t=8s:](https://www.youtube.com/watch?v=MtpruNmByP8&t=8s)



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定・助成実績

- 助成件数は増加してきている
- 助成件数のうち、約半数以上は外来医療への助成

- 令和4年度末、令和5年度10月分までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和6年4月1日現在で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

年月	H30	R元	R2	R3	R4	R5年度（暫定値）												
	年度	年度	年度	年度	年度	R5計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	566	308	47	42	48	43	46	46	36	－	－	－	－	－
認定更新	0	48	107	145	503	336	25	53	46	65	57	57	33	－	－	－	－	－
助成件数	170	859	971	3,366	4,241	2,346	332	341	359	364	338	320	292	－	－	－	－	－
うち外来の助成件数				1,778	2,521	1,280	175	196	197	204	183	171	154	－	－	－	－	－

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。有効期間は原則1年。

※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年3月までの実績。

身体障害者手帳における肝臓機能障害の認定基準

認定基準

H28～見直し

〔認定対象〕

チャイルド・ピュー分類Cから分類Bに拡大

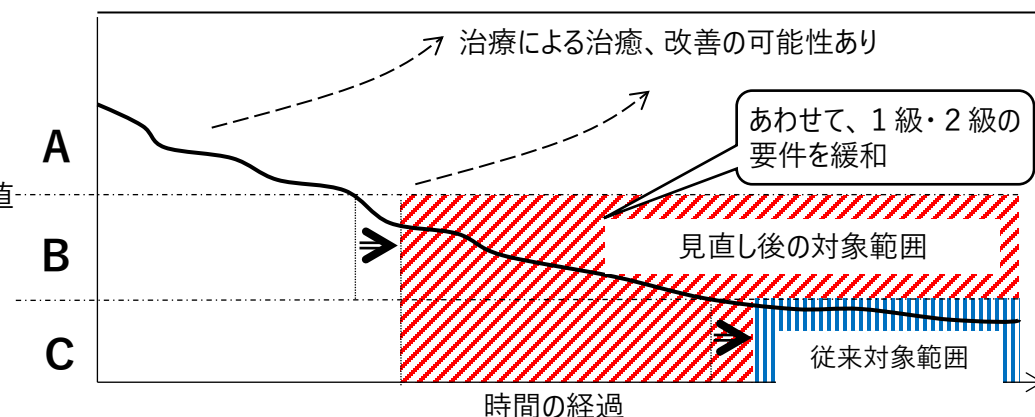
〔1級・2級の要件の緩和〕

日常生活の制限にかかる指標の見直し

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

〔再認定の導入〕

1年以上5年以内に再認定（チャイルド・ピュー分類Bの場合）



都道府県、指定都市、中核市〔認定機関〕

基準の見直しの趣旨を踏まえた認定

関係機関、住民への基準の見直し内容の周知

指定医 基準の見直しの趣旨を踏まえた診断書・意見書の作成

指定都市、中核市以外の市町村〔窓口〕

関係機関、住民への基準の見直し内容の周知

医療機関 肝炎拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医それぞれの立場での基準の見直しの趣旨を踏まえた対応

患者への基準の見直し内容の周知

新規認定の状況

	総数	1級	2級	3級	4級
平成29年度	1,904	758	580	307	259
平成30年度	1,808	701	568	254	285
令和元年度	1,810	629	585	276	320
令和2年度	1,419	529	444	202	244
令和3年度	1,450	542	463	206	239
令和4年度	1,372	518	423	194	237

「福祉行政報告例」より引用
新規交付、肝臓機能障害、18歳未満・以上の合計

身体障害者手帳における肝臓機能障害の認定基準

肝臓の機能の障害により		社会での生活活動 が著しく制限される	日常生活活動が 著しく制限される	日常生活活動が 極度に制限される	日常生活活動が ほとんど不可能
		4級	3級	2級	1級
Child-Pugh分類B・C（7点以上） 90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く		●	●	●（8点以上）	●（8点以上）
2点以上の項目数		数は問わない	数は問わない	3項目以上	3項目以上
肝性脳症				①	①
腹水				①	①
血清アルブミン値					
プロトロンビン時間					
血清総ビリルビン値					
かつ					
項目数		1項目以上	3項目以上	3項目以上	5項目以上
a	血清総ビリルビン値 5.0mg/dL以上		①	①	①
b	血中アンモニア濃度 150μg/dL以上		①	①	①
c	補完的な肝機能診断 血小板数 50,000/mm ³ 以下		①	①	①
d	原発性肝がん治療の既往		①	①	①
e	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		①	①	①
f	症状に影響する病歴 食道・胃静脈瘤治療の既往		①	①	①
g	現在のB型肝炎・C型肝炎ウイルスの持続的感染		①	①	①
h	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの 強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある				
i	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が 月に7日以上ある				
j	日常生活活動の制限 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある				

（参考）
Child-Pugh 2点

軽度（I・II）

軽度

2.8～3.5g/dL

40～70%

2.0～3.0mg/dL

①①：それぞれ少なくとも1項目を含む

肝臓移植・抗免疫療法中の人は1級

人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省 編）

ダウンロード→https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00292.html



(2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、これらのことが十分に理解されていない結果として、**偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。**

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、また、**肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要である。**

ア **厚生労働省では、7月28日を「日本肝炎デー」と定め、この日を中心に国や地方公共団体等で様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和5年7月4日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト健康デー2023」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人による都道府県知事への訪問等による普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。**

このほか、**調査研究事業**において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等の置かれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する偏見差別・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「**B型肝炎 いのちの教育**」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「**患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）**」について、全国の中学校に周知している。

イ 文部科学省では、感染者や患者に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「**B型肝炎 いのちの教育**」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

公開シンポジウムの開催

[illegible]

<https://kanen-soudan.com/>

(八橋弘先生)

B型肝炎の副読本

令和2年度に、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本を作成

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民であっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



～感想をお聞かせください～

副読本「いのちの教育」申請フォーム

副読本「いのちの教育」の冊子をご希望の場合、こちらからお申し込み可能です。
※お申し込みからおおよそ1か月以内を目途に厚生労働省から無償で送付いたします。
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei



副読本「いのちの教育」について、
ご意見・ご感想をお送りください。

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_kansou



B型肝炎 いのちの 教育

集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるのです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返さないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話しをいただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)

自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)

話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)

その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすくく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)

B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道徳や社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながる事が期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場
・実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先
B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
FAX: 03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp



右記申し込み方法のほか、QRコードからお申し込み可能です。

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

URL: https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw/01/bkan_shinsei

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。

（平成24年1月施行。令和3年度改正法（6月18日公布・施行）により、令和8年度末まで延長）

1. 対象者

- （1） 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等（特定B型肝炎ウイルス感染者）
- （2） 対象者の認定は、裁判上の和解手続等（確定判決、和解、調停）において行う。

給付金等を受けるためには
提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

（1） 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：

※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

* 現にり患（罹患）しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

① 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3600万円	② 除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変（重度）	900万円
③ 肝硬変（軽度）	2500万円	④ 除斥期間が経過した肝硬変（軽度）	600万円（300万円*）
⑤ 慢性B型肝炎	1250万円	⑥ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300万円（150万円*）
⑦ 無症候性持続感染者	600万円	⑧ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

- （2） **追加給付金：**（1）の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額（②、④、⑥及び⑧は全額）を支給
他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

※ 訴訟手当金として、弁護士費用（給付金の4%）、検査費用を支給。

3. 請求期限

- ・令和9年3月31日までに提訴（和解日等から1か月以内に請求）
- ・追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求（新規の提訴は不要）
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求（新規の提訴は不要）

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から令和8年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保（法附則）。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

< 訴訟（和解手続等）に関する照会先 >

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252（直通）
受付時間：午前9時から午後5時まで
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）



厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き（第7版）

ご自身での提訴を考えている方へ（説明編・提出編）

内容： 提訴時に必要な証拠書類の収集方法（説明編）

提出書類の様式集、訴状見本（提出編）

（医療機関向け）覚書診断書作成にあたってのお願い（提出編） など

B型肝炎訴訟の手引き

第7版

令和6年8月 改訂
厚生労働省
健康・生活衛生局
がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室

< 和解後の給付金等の請求手続に関する照会先 >

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027（直通）
受付時間：午前9時から午後5時まで
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）



社会保険診療報酬支払基金ホームページ

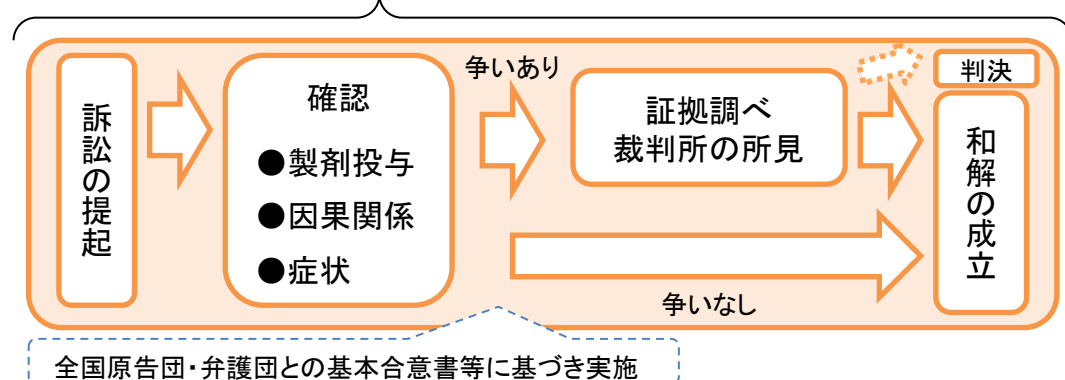
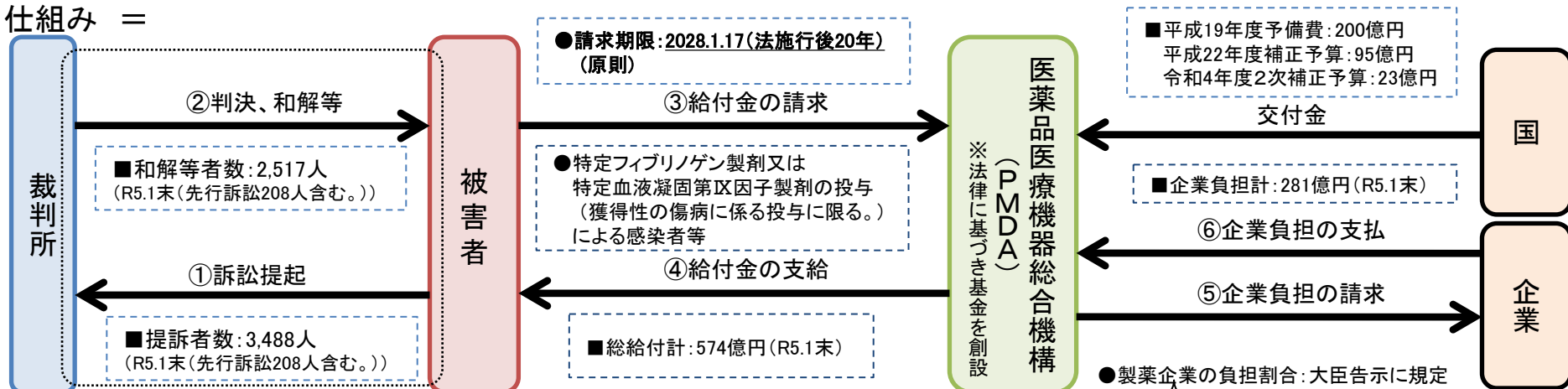
<https://www.ssk.or.jp/koreisha/kanen/index.html>

C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求

■ C型肝炎救済特別措置法とは

- C型肝炎訴訟は、5つの地方裁判所で、製薬企業や国が責任を負うべき期間や製剤の種類等の判断が分かれたことから、感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行（平成20年1月16日）。
- 特定の血液製剤（特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。
【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡（劇症肝炎等に罹患した場合を含む）：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円
- 給付を受けようとする者は、国を相手方とする訴訟を提起し、給付対象者であることを裁判手続の中で確認。確認されたら証明資料（判決、和解等）と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求を行う。
請求又はその前提となる訴えの提起等は、**2028年(R10年)1月17日まで(法施行後20年)**に行わなければならない。

= 仕組み =



製薬企業	製剤名	投与時期割合
田辺三菱製薬	特定フィブリノゲン製剤 (フィブリノゲン-BBank、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲンHT-ミドリ)	S60.8.21～S62.4.21 10/10
		S62.4.22～S63.6.23 2/3
	特定血液凝固第Ⅸ因子製剤 (コーナイン、クリスマシン、 クリスマシン-HT)	S59.1.1～ 10/10
日本製薬（武田薬品工業へ承継）	特定血液凝固第Ⅸ因子製剤 (PPSB-ニチャク)	S59.1.1～ 10/10

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

知って、肝炎

肝炎総合対策推進国民運動事業 『知って、肝炎プロジェクト』

令和⑤年度の活動報告

杉良太郎 健康行政特別参与、伍代夏子 特別大使、徳光和夫 広報大使、スペシャルサポーターとともに、各地域で肝炎についての正しい知識、肝炎ウイルス検査の普及啓発などを目的とした広報活動を実施しています。

【拠点病院と連携した取組例】

首長との懇談

都道府県知事や自治体担当者とともに、肝炎対策について現状やこれまでの成果、今後の取組について懇談しました。

【実績】岩手医科大学付属病院、横浜市立大学付属病院、信州大学医学部付属病院



企業での講義

企業を訪問し、経営層との懇談や、社員に向けた講義やセミナーを開催しました。

【実績】株式会社いわちく（岩手医科大学付属病院）、いすゞ自動車藤沢工場（横浜市立大学付属病院）



トークイベント

各地域や団体が主催するイベントにおいて、トークイベントに出演し、肝炎についての理解を深め、肝炎ウイルス検査の受検を呼びかけました。

【実績】健康経営セミナー「ACTION!セミナーin松本」（信州大学医学部付属病院）



意見交換会

医師会、自治体担当者、患者団体とともに、肝炎対策について意見交換を行いました。

【実績】岩手医科大学付属病院、横浜市立大学付属病院、信州大学医学部付属病院



啓発ブース展開

イベントや街頭キャンペーンにおける啓発ブースの設置や、検査や相談を実施をしました。

【実績】2023Vサマーリーグ女子東部大会（信州大学医学部付属病院）



特別授業

中学校や高校において、健康の大切さ、肝炎検査の必要性について、特別授業を行いました。

【実績】花巻東高校（岩手医科大学付属病院）

啓発動画

[illegible]

知って、肝炎プロジェクト 健康デー2023 @郁文館中学校



知って、肝炎

意見交換会

～一人ひとりが自分の健康について考えるために必要なことは？～



<出席者>

厚生労働省 健康行政特別参与	杉 良太郎 氏
肝炎対策特別大使	伍代 夏子 氏
スペシャルサポーター	GENERATIONS 関口 メンディー 氏
スペシャルサポーター	AKB48 中西 智代梨 氏
郁文館中学校 iPクラス	(※) 19名

※郁文館中学校iPクラスとは

環境問題、経済不安、少子高齢化、労働生産人口の減少…

このような問題・課題だらけの時代を生きる世代を引っ張っていくリーダーを養成するために、『日本、そして世界の未来を切り開き、新たに創造する人材を育てるリーダー教育』の実現に向けて、立ち上げられたクラス。

(郁文館夢学園HPより引用)

https://www.ikubunkan.ed.jp/iP_class/index.html

県知事表敬訪問（4/18）

出席者：

伍代夏子氏

野原勝氏（岩手県保健福祉部長）

吉田陽悦氏（岩手県医療政策室長）

木村真智氏（岩手県感染症課長）

宮坂昭生氏（岩手医科大学付属病院准教授）

阿部弘一氏（あべ菜園内科クリニック院長）

知って、肝炎



地元サッカーチームとのコラボ（6/24）

岩手グルージャ盛岡×「知って、肝炎」

出演者：

日高竜太氏・砂田将宏氏

（BALLISTIK BOYS form EXILE TRIBE）

秋田豊氏（岩手グルージャ盛岡 オーナー）

場所：いわぎんスタジアム



積極的広報地域での取組 —松本市

市長表敬訪問（5/23）

出席者：
 伍代夏子氏
 木村岳史氏（信州大学医学部附属病院
 肝疾患診療相談センター副センター長）
 小林正典氏（松本市医師会）
 田淵すみ子氏（ながの肝臓友の会 会長）

知って、肝炎？！



地元サッカーチームとのコラボ（10/15）

松本山雅FC×「知って、肝炎」
 出演者：
 井上瑠夏氏・中野愛理氏（SKE48）
 場所：サンプロアルウィン（松本市）



企業経営層に向けた啓発（9/10）

ACTION!セミナーin松本 × 「知って、肝炎」
 出演者：
 島谷ひとみ氏
 木村岳史氏（信州大学医学部附属病院
 肝疾患診療相談センター副センター長）
 場所：松本市中央公民館



積極的広報地域での取組 ー藤沢市

市長訪問 (5/17)

出席者：

杉良太郎氏

小林貴氏（横浜市立大学附属病院国際臨床肝疾患センター）

齋藤直昭氏（藤沢市健康医療部長）

阿南弥生子氏（藤沢市保健所長）

鈴木勇三氏（藤沢市医師会公衆衛生・病診連携担当理事）

岩瀬滋氏（藤沢市民病院副院長）



知って、肝炎

いすゞ自動車藤沢工場訪問 (11/29)

出席者：

伍代夏子氏

米田正人氏（横浜市立大学附属病院国際臨床肝疾患センターセンター長）

木島克哉氏（いすゞ自動車VP 藤沢工場 工場長）

岸下裕武氏（いすゞ自動車VP）



藤沢市民まつり (9/24)

出演者：

コロッケ氏

佐藤三兄弟



■世界肝炎デー2023 in SAGA (7/16)



■第11回世界・日本肝炎デーフォーラム (7/23)



■神奈川県知事表敬訪問 (8/22)



■彦根市長訪問 (8/28)



■感染研一般公開 (9/14)



■妊産婦向け啓発



肝ナビ

肝炎医療ナビゲーションシステム

肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能

肝ナビで医療機関を検索

「肝ナビ」は肝炎検査
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
指定医療機関などを調べることができます。



肝ナビで出来ること-機能紹介-

目的の医療機関を探す

肝炎検査機関・指定医療機関について
地域一覧やフリーワードから探すことができます



肝ナビで出来ること-機能紹介-

関連機関の種類を知る

病院・拠点機関など肝炎に関する
医療機関の種類と役割をご紹介します



肝ナビで出来ること-機能紹介-

肝ナビの使い方を知る

検査実施機関・指定医療機関の検索方法など
肝ナビサイトの使い方をご紹介します



肝ナビで出来ること-機能紹介-

肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業とは

事業や手続きに関するご案内



肝ナビで出来ること-機能紹介-

肝炎情報を知りたい

肝炎に関連した情報を提供する
サイトを紹介しています



<https://kan-navi.ncgm.go.jp/>

肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材

肝炎医療コーディネーターとは

全国での取り組み

活用資材ツール

肝Co活動応援ツール

肝臓病について

肝Coと仲間たち

肝炎医療コーディネーター（肝Co）活動支援サイト



<https://kan-co.net/>

あなたらしい 毎日のために

「肝疾患」のトータルケアに関する
情報をみなさまにお届けします



（江口有一郎先生）

妊婦健診での肝炎ウイルス検査

赤ちゃん・ママ・家族の健康のために

「肝炎ウイルス検査の結果」を確認しましょう

監修／国立成育医療研究センター

B型肝炎・C型肝炎ウイルスを知っていますか？

実は、妊婦健診で「**肝炎ウイルス**」の検査を受けています。
ママが肝炎ウイルスに感染しているかを確認し、
赤ちゃんや家族への感染を防ぐため、必ず結果を確認しましょう。

もしも
B型肝炎ウイルス検査で陽性だったら…

精密検査

赤ちゃんは生後すぐに
薬（注射）とワクチンで感染を予防。
赤ちゃんを肝炎ウイルスから
守ることができます。



B型肝炎・C型肝炎ウイルス陽性なら……

「肝炎ウイルス」は、感染すると**肝臓の炎症**を引き起こすウイルスで、A型からE型まであります。その中でB型とC型は慢性な感染状態（キャリア）になることが知られています。B型、C型とも、血液を介してウイルスが体に入り、一定の割合で感染します。肝炎ウイルスに感染すると、自覚症状のないまま、しだいに**肝炎、肝硬変、肝臓がん**へと病態が進行していく可能性があります。出産時にママから赤ちゃんに感染すると、母子感染のリスクがありますから、必ず結果を確認しましょう。



妊婦健診の肝炎ウイルス検査について Q&A

Q 妊婦健診の肝炎ウイルス検査の結果は、どうやってわかるのですか？

A 母子健康手帳で、検査の記録をご確認ください。妊娠初期に行われる血液検査で、HBs抗原が陽性（+）であった場合は、B型肝炎ウイルスに感染、HCV抗体が陽性（+）であった場合は、C型肝炎ウイルスに感染しています。自分は大丈夫と思っていても、検査を受けてみると、実は肝炎ウイルスに感染しているということもあります。ママが肝炎ウイルス陽性であれば、出産時に赤ちゃんに感染する母子感染のリスクがありますから、必ず受診し、精密検査を受けましょう。

Q パートナーや同居の家族が肝炎ウイルス検査を受けるには？

A パートナーや同居者に感染予防が必要な場合や、感染している場合があります。心配なら、地域の保健所や委託された医療機関で肝炎ウイルス検査を受けることができます。40歳以上の方は市町村で受検できる場合がありますので、お住まいの地域の保健所や市町村にお問い合わせください。また、職場の健康診断の検査項目に肝炎ウイルス検査が入っている場合もありますので、確認しましょう。ほかにも、手術前に病院で肝炎ウイルス検査が行われています。

肝炎ウイルスが陽性だった場合や、わからないこと、不安などがあれば、かかりつけ医や市町村・都道府県の窓口、肝疾患相談・支援センターへご相談ください。



各都道府県の肝疾患相談・支援センターはこちらです。

厚生労働省のHPでウイルス性肝炎に係る制度のご案内をしています。

Q ママがB型肝炎ウイルス陽性だったら？

A ママが感染していたら、出産後すぐに赤ちゃんに薬（注射）とワクチンを与えれば、多くの場合、赤ちゃんの感染を防げます。かかりつけ医に相談し、必ず精密検査を受けましょう。



Q 肝炎ウイルス検査が陽性だった場合は、費用助成があるのですか？

A 初回精密検査や定期検査、肝炎の治療の費用助成を受けられる場合があります。お住まいの各都道府県や、肝疾患相談・支援センターへご相談ください。肝疾患相談・支援センターは各都道府県の肝疾患診療連携拠点病院に設置され、肝炎に係る相談や情報提供、支援を行っています。

Q B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスは日常生活で感染しますか？

A 会食や食事、トイレ、お風呂などの日常生活では感染しません。肝炎ウイルスに感染する理由は、陽性者との性交渉や血液が付着したカミソリや歯ブラシの共有などです。血液がついたものを赤ちゃんに触らせないようにしましょう。



母子健康手帳の任意記載事項

母子健康手帳
情報支援サイト



母子健康手帳情報支援サイト
<https://mchbook.cfa.go.jp/>

すこやかな妊娠と出産のために

- すこやかな妊娠と出産のために (8/12/24版) (2024年4月1日更新)
- 新生児（生後4週間までの赤ちゃん） (6/14/36版) (2023年12月27日更新)
- 育児のしおり (6/27/36版) (2024年4月1日更新)
- 予防接種（接種、受け取る時期等） (6/11/76版) (2024年4月1日更新)
- 妊娠中と産後の食事 (7/12/76版) (2023年12月27日更新)
- 乳幼児期の栄養 (7/15/36版) (2023年12月27日更新)
- お口と歯の健康 (6/5/86版) (2023年12月27日更新)
- ※全文（上記を全て合わせたデータを掲載） (4/7/6版) (2024年4月1日更新)

◎妊婦健康診査で肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ
HBs抗原が陽性（+）であった場合は、B型肝炎ウイルスに感染しています。また、HCV抗体が陽性（+）であった場合は、C型肝炎ウイルスに感染しています。いずれも、自覚症状がないまま、将来、肝炎や肝硬変、肝がんになる可能性があります。必ず受診し、精密検査を受けましょう。初回精密検査や定期検査、肝炎の治療の費用助成を受けられる場合があります。お住まいの都道府県や、肝疾患相談・支援センターへご相談ください。

厚生労働省のHPでも費用助成の詳細を掲載しています。

※ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

※肝疾患相談・支援センター

リーフレットを
厚生労働省ウェブサイトから
ダウンロードできます



任意様式は、
主として電子的に提供することが適当とされています。

「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書」
令和4年9月20日取りまとめ

肝炎等克服政策研究事業（厚生労働科学研究）

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者名	所属研究機関	採択課題名
一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医系科学研究科 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎eliminationに向けた 方策の確立に資する 疫学 研究
指定	R5	R7	小池 和彦	東京大学医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変 の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
一般	R5	R7	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	肝炎ウイルス検査 受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する 研究
指定	R5	R7	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	指標等を活用した地域の実情に応じた 肝炎対策均てん化 の促進に資する研究
指定	R5	R7	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究 事業の企画及び評価 に関する研究
指定	R5	R7	江口有一郎	医療法人ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	多様な病態に対応可能な肝疾患の トータルケアに資する人材 育成及び その活動の質の向上等に関する研究
指定	R5	R7	八橋 弘	長崎医療センター	様々な生活の場における 肝炎ウイルス感染者の人権 への望ましい配慮に関する 研究
一般	R6	R8	金子 周一	金沢大学医薬保健学総合研究科	ネットワーク社会における地域の特性に応じた 肝疾患診療連携体制構築 に資 する研究
指定	R6	R8	四柳 宏	東京大学医科学研究所 先端医療研究センター	様々な状況での 肝炎ウイルス感染予防 ・重症化・再活性化予防の方策に資す る研究

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

厚生労働科学研究成果データベース

MHLW GRANTS SYSTEM

[研究者・管理者はこちら](#)

[本データベースについて](#) | [本データベースの使い方](#) | [利用規約](#) | [利用環境について](#)

ホーム

研究成果検索

研究分野一覧

担当課一覧

研究事業変遷表一覧



研究成果を検索する



研究分野一覧を見る



担当課情報を見る



研究事業変遷表を見る

お知らせ

[一覧を表示](#)

- 2025年1月6日 [【システムへのログイン停止のお知らせ】2025.2.3\(月\)～2025.4.1\(火\)](#)
- 2024年11月19日 [【研究者の方へ】2024年12月14日\(土\) 8:30～18:00のご利用について](#)
- 2024年9月25日 [【システム停止のお知らせ】2024.10.2\(水\) 12:00～14:00](#)
- 2024年8月29日 [本日のシステムメンテナンスは終了いたしました。](#)
- 2024年8月27日 [【システムへのログイン停止のお知らせ】2024.8.27\(火\) 午後10時～2024.8.28\(水\) 午前10時](#)



はじめてご利用の方へ

[本データベースについて](#)

[本データベースの使い方](#)

[よくあるご質問](#)

[利用規約](#)

[利用環境について](#)

肝炎対策基本法

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

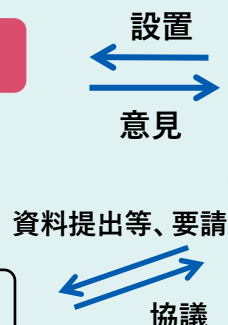
実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関



厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

- ・9つの項目に関して取り組む内容を規定
 - ・基本的な方向
 - ・肝炎予防
 - ・肝炎検査
 - ・肝炎医療体制
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・医薬品研究
 - ・啓発人権
 - ・その他重要事項

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kanen_128247.html

肝炎対策推進協議会(肝炎対策推進協議会)

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
第33回	2024年10月11日 (令和6年10月11日)	1.令和7年度肝炎対策 予算概算要求について 2.肝炎医療コーディネーターについて 3.肝炎ウイルス検査受 検及び受診等に関する 研究報告について 4.その他	▶ 議事録 NEW 11 月27日	▶ 資料	▶ 開催案内
第32回	2024年2月16日 (令和6年2月16日)	1.会長代理の指名 2.令和6年度肝炎対 策予算案について 3.肝がん・重度肝硬 変治療研究促進事業に ついて 4.肝炎対策の国及び 各自治体の取組状況に ついて 5.研究報告について 6.その他	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内
第31回	2023年10月18日 (令和5年10月18日)	1.令和6年度肝炎対 策予算概算要求につい て 2.肝がん・重度肝硬 変研究促進事業につい	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内

政策について

- ▶ 分野別の政策一覧
- ▶ 組織別の政策一覧
- ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ [審議会・研究会等開催予定一
覧](#)
- ▶ 国会会議録
- ▶ 予算および決算・税制の概
要
- ▶ 政策評価・独法評価
- ▶ 厚生労働省政策会議

関連リンク





今後とも日本の肝炎対策に
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます

